

令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費交付実施要綱（案）

（交付の目的）

- 1 この委託費は、令和2年5月12日薬生発0512第40号厚生労働事務次官通知の別紙「令和2年度薬局における薬剤交付支援事業委託費交付要綱」により、薬局において、電話等による服薬指導等を実施し、調剤した薬剤を患者宅等へ配送した場合又は薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の配送料等を支援し、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大防止や患者・医療従事者の感染リスクを避けることを目的とする。

（交付の対象）

- 2 この委託費は、令和2年4月23日薬生発0423第2号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別紙「薬局における薬剤交付支援事業実施要綱」に基づき兵庫県薬剤師会が行う事業のうち、薬局が行う患者への薬の配送等に対し兵庫県薬剤師会が補助する事業（以下「事業」という。）を交付対象とする。

（交付の算定方法）

- 3 この委託費の交付額は、「薬局における薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」の補助額とし、事業に参加申込みをした薬局が、指定の期日までに申請した請求額をもとに委託費として算出する。

（交付の条件）

- 4 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - （1）事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く）、ならびに薬局情報の変更をする場合には、兵庫県薬剤師会の承認を受けなければならない。
 - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、兵庫県薬剤師会の承認を受けなければならない。
 - （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに兵庫県薬剤師会に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）事業の遂行及び支出状況について兵庫県薬剤師会の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
 - （5）委託費と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

委託費と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を委託費の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承

認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第4号様式により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに兵庫県薬剤師会に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって自ら消費税及び地方消費税も申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、委託費に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。